

山梨県公報

第六百八十一号

令和八年

八月二十四日

月曜日

目次

告示

○山梨県県税条例第十三条第一項の規定による県税の申告等の期限の延長

○道路の区域変更（二件）

公告

○落札者の決定について

○土地改良区役員の退任及び就任

告 示

山梨県告示第二百四十四号

山梨県県税条例（昭和三十六年山梨県条例第十一号。以下「条例」という。）第十三条第一項の規定により、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和八年七月二十八日以降に到来するものについては、自動車税（条例第百十九条第二項及び第四項に規定する方法により徴収するものに限る。）及び狩猟税に係るものを除き、その期限を別に告示で定める期日まで延長する。

令和八年八月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

都道府県名	指定地域
熊本県	八代市 宇土市 宇城市 八代郡氷川町

山梨県告示第二百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延支所において、この告示の日から令和八年九月十四日まで一般の縦覧に供する。

令和八年八月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 身延線
- 三 道路の区域

区間		旧新 の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南巨摩郡身延町身延字町方三八七六番地 先から 南巨摩郡身延町身延字町方三八七〇番一 地先まで	旧	六・四 六・五	七・六	
	新	六・四 二八・五		

山梨県告示第二百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延支所において、この告示の日から令和八年九月十四日まで一般の縦覧に供する。

令和八年八月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 身延線
- 三 道路の区域

区間		旧新 の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南巨摩郡身延町身延字町方三八四六番一 地先から 南巨摩郡身延町身延字町方三八四五番一 地先まで	旧		六・四 六・五	九・〇
	新		一五・九 一六・四	九・〇

公 告

◎ 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、二十十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和八年八月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 落札に係る役務の名称及び数量

- (一) 名称 行政情報ネットワーク等総合保守管理業務
(二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

- (一) 名称 山梨県新価値創造推進局DX課
(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日 令和八年六月三十日

四 落札者

- (一) 名称 株式会社カルク
(二) 住所 山梨県中央市乙黒一五八・二

五 落札金額 二億六千四百万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和八年五月二十一日

◎ 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、六郷土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

令和八年八月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事長	高橋 國重	西八代郡市川三郷町岩間 千九百六十六番地	令和八年八月三日
副理事長	有野 晴司	西八代郡市川三郷町宮原 千四百六十四番地	令和八年八月三日

二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事長	加藤 直正	西八代郡市川三郷町葛籠 沢九百九十一番地	令和八年八月四日
副理事長	河西 厚	西八代郡市川三郷町岩間 六百九十九番地	令和八年八月四日